

、第百九十七条及び第二百二条において準用する場合を含む。
）、第百八十九条、第百九十条、第百九十二条、第二百一条、
第二百六条の七、第二百十一条第三項（第二百十三條の二十二
において準用する場合を含む。）、第二百十條の七（第二百十
三條の二十二において準用する場合を含む。）、第二百十二條
の四（第二百十三條の十一及び第二百十三條の二十二において
準用する場合を含む。）、第二百十三條の八第四項、第二十
三條の十及び第二百十三條の十七の規定による基準
十二・十三（略）

（定義）

第二条 この命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それ
ぞれ当該各号に定めるところによる。

一・二（略）

三 支給決定障害者等 法第五條第二十四項に規定する支給決定
障害者等をいう。

四〇十七（略）

（指定障害福祉サービス事業者の一般原則）

第三条 指定障害福祉サービス事業者（第三章、第四章、第九章、
第十章及び第十一章から第十六章までに掲げる事業を行うものに
限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏
まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに
基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに
、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を
講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉
サービスを提供しなければならない。

2・3（略）

第十章の二 就労選択支援

十二において準用する場合を含む。）、第二百十條の七（第二
百十三條の二十二において準用する場合を含む。）、第二百十
二條の四（第二百十三條の十一及び第二百十三條の二十二にお
いて準用する場合を含む。）、第二百十三條の八第四項、第二
百十三條の十及び第二百十三條の十七の規定による基準

十二・十三（略）

（定義）

第二条 この命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それ
ぞれ当該各号に定めるところによる。

一・二（略）

三 支給決定障害者等 法第五條第二十三項に規定する支給決定
障害者等をいう。

四〇十七（略）

（指定障害福祉サービス事業者の一般原則）

第三条 指定障害福祉サービス事業者（第三章から第五章まで及び
第八章から第十六章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、
利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（
以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者
に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果に
ついて継続的な評価を実施することその他の措置を講ずること
により利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービス
を提供しなければならない。

2・3（略）

（新設）

第一節 基本方針

第百七十三条の二 就労選択支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労選択支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第六条の七の二に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに規則第六条の七の三に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、規則第六条の七の四に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第百七十三条の三 指定就労選択支援の事業を行う者（以下「指定就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労選択支援事業所」という。）に置くべき就労選択支援員（指定就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）の数は、指定就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十五で除した数以上とする。

2| 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3| 第一項に規定する指定就労選択支援事業所の就労選択支援員は、専ら当該指定就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

（準用）

第百七十三条の四 第五十一条の規定は、指定就労選択支援の事業

について準用する。

第三節 設備に関する基準

(準用)

第七十三條の五 第八十一條の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

第四節 運営に関する基準

(実施主体)

第七十三條の六 指定就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であつて、過去三年以内に当該事業者の事業所の三人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると都道府県知事（指定都市及び中核市にあつては、指定都市又は中核市の市長。第二百十條、第二百十條の七、第二百十三條の六及び第二百十三條の十において同じ。）が認める事業者でなければならない。

(評価及び整理の実施)

第七十三條の七 指定就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに規則第六條の七の三に規定する事項の整理（以下この節において「アセスメント」という。）を行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、指定就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもつて、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、指定就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整

に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3| 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

4| 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

（関係機関との連絡調整等の実施）

第百七十三条の八 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2| 指定就労選択支援事業者は、法第八十九条の三第一項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するように努めなければならない。

（準用）

第百七十三条の九 第九条から第二十条まで、第二十三条、第二十八条、第三十三条の二、第三十五条の二から第四十一条まで、第五十七条、第六十条、第六十六条、第六十八条から第七十条まで、第七十四条、第七十五条（第二項第一号を除く。）、第八十四条、第八十五条、第八十六条から第九十二条まで、第百五十九条及び第百七十条の二の規定は、指定就労選択支援の事業について

準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第百七十三条の九において準用する第八十九条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百七十三条の九において準用する第百五十九条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第百七十三条の九において準用する第百五十九条第二項」と、第五十七条第一項中「次条第一項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と、第七十五条第二項第二号中「第五十三条の二第一項」とあるのは「第百七十三条の九において準用する第十九条第一項」と、同項第三号中「第六十五条」とあるのは「第百七十三条の九において準用する第八十八条」と、同項第四号から第六号まで中「次条」とあるのは「第百七十三条の九」と、第八十九条中「第九十二条第一項」とあるのは「第百七十三条の九において準用する第九十二条第一項」と、第九十二条第一項中「前条」とあるのは「第百七十三条の九において準用する前条」と、第百七十条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者を除く。）」と読み替えるものとする。

（就労選択支援に関する情報提供）

第百八十三条の二 指定就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

（準用）

第百九十七条 第九条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第

（新設）

（準用）

第百九十七条 第九条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第